

## ラムザイヤー論文について(未定稿)

2021年4月17日 高橋洋一(嘉悦大学教授)

はじめに

ラムザイヤー氏は、法と経済学といわれる分野で著名な業績を上げている学者だ。三輪芳朗氏との共著「産業政策論の誤解－高度成長の真実」(2002、東洋経済新報社)などが著名だ(注1)。

法と経済学では、ミクロ経済理論、ゲーム理論、統計計量理論などを使って法制度を分析、検討する。その分析対象になっているのは主として実際の企業法や経済法であるが、ラムザイヤー氏はそれにとどまらず社会制度・社会慣行なども対象として研究していた。その代表例は、ローゼンブルース氏との共著「Japan's Political Marketplace」(1993、Harvard University Press。加藤寛監訳「日本政治の経済学 政権政党の合理的選択」(1995、東洋経済新報社))の中での、官僚の天下りの研究だ。

### ラムザイヤー氏の官僚の天下り論

ラムザイヤー論文を見るためには、ラムザイヤー氏が研究していた官僚の天下りを整理しておくのは、迂遠なようだが重要だ。

ラムザイヤー氏は、官僚が退職後に法外な賃金を得て天下りをするのは、受け入れ企業が規制等による利権を獲得するためであるとしている。この分析フレームは、法と経済学でしばしば用いられるエージェンシー理論だ。これは、「依頼人(プリンシパル)」と「代理人(エージェント)」で組織などをとらえるものだ。ラムザイヤー氏は、自民党をプリンシパル、官僚をエージェントとみて、広範な事象を説明しうることを示した。

それまでの社会学的な天下り論は、官僚が自己の利益のために勝手に行っているというものだ。これをケシカランと否定する者は、天下りを全面禁止せよといていた。そうした主張に対して、官僚側は、天下りといっても、役人退職後の職業選択の自由は奪われないはずと反論し、天下り規制はまったくできなかった。結果として、従来の天下り論はいっぱなしであり、まったく役に立たなかった。

それに対して、ラムザイヤー氏の天下り論は、問題解決の糸口になっていた。もちろん

ん、ラムザイヤー氏の天下り論には反対もあった。ラムザイヤー氏によれば、官僚は政治家によってコントロールされているので、官僚批判は的外れで、本来批判すべきは政治家になる。このため官僚批判をした人からはとんでもないといわれる一方、官僚側から見ればラムザイヤー氏は官僚擁護者のように見えた。

しかし、1990年代以降、いろいろな行き詰まりが見えてきた。その打破のために、規制緩和や民営化がいろいろな分野で取り入れられた。これらは試行錯誤の結果であったが、結果として、企業が天下りを受け入れるインセンティブが徐々に失われていった。

その一方、規制緩和や民営化を進めていった政権党の自民党内でも、天下りは必要ないとの意見が強くなっていった。

そうなってくると、プリンシパルの自民党から、天下り規制をしたらどうかという意見がでてきた。

実は、筆者は第一次安倍政権の時の国家公務員改革の担当者だった。そのとき、ラムザイヤー氏の天下り論は大いに役にたった。なにしろ、プリンシパルの自民党の「依頼」なので、エージェントの官僚を説得するのは簡単だった。

ただし、「依頼」をしっかり吟味しなければいけない。自民党の依頼は、官僚の退職後には職業選択の自由はあるが、官僚個人の実力で再就職せよだった。自民党政治家は、選挙で自党の政策を主張するが、その際、簡単に論破されるようなものをいったら、選挙で落ちてしまう。もし、従来のように官僚の再就職を禁止したら、憲法で認める職業選択の自由に反すると簡単に反論されてしまう。そこは回避したいわけだ。しかし、官僚組織の後押しで再就職したらそれはフェアでない。しかも、少なくなったとはいえ許認可を持っている官僚の組織だと企業も天下りを拒否しにくくなる。そこで、官僚個人の実力で再就職するという「規制」を作った。

具体的には、官僚の退職後の再就職にあたっては、官僚組織は仲介せずに、個人が再就職の手続きをするという仕組みを、第一次安倍政権時に国家公務員法改正として成立させた。安倍氏は、第一次政権退任時に、印象に残った仕事として、憲法改正国民投票法とともに、この国家公務員法改正を挙げている。

ラムザイヤー氏の天下り論の特徴は、官僚の天下りについて、官僚のエゴだけではなく、自民党や企業の合理的な要求にも応じた結果であるとの、法と経済学の分析による見方である。その前提になっているのは、「人はインセンティブに反応する」という経済学の基本的な考え方のひとつだ。その説明力は高く、しかも問題解決の糸口にもなったので、社会科学としては立派な学問的貢献であったと思う。

## ラムザイヤー論文

今回話題になっているのは、昨年12月にネットで公開された「Contracting for sex in the Pacific War」(太平洋戦争における性サービスの契約)だ。2021年3月の「International Review of Law and Economics Volume 65, March 2021」に掲載されているはずだが、現時点ではサイトから、要旨、目次は見れるが本文をダウンロードできない。その注釈には、歴史事実について読者からのクレームがついて調査中であると記されている(4月17日時点)。

実際、この論文に対して、学者連名の撤回要求もある(注2)。

学者の論文に反論があるのは当然だし、それは反論論文で示せばいい。しかし、論文の撤回要求となると穏やかではない。

その背景では、「慰安婦」とは、第二次世界大戦中、大日本帝国陸軍によって性奴隷となることを強いられた若い女性と少女を指す婉曲表現である」と述べ、「性奴隷」との強い前提を置いている。

しかも、今回の論文は、ラムザイヤー氏の先行研究である「Indentured Prostitution in Imperial Japan: Credible Commitments in the Commercial Sex Industry」(Journal of Law, Economics, & Organization Vol. 7, No. 1, Spring 1991, 芸娼妓契約 — 性産業における「信じられるコミットメント」)や「Comfort Women and Professors」(HARVARD Discussion Paper No. 995 March 13, 2019, 慰安婦たちと教授たち)の応用編である。方法論として、従来と同じであるのに、今回の論文にだけ抗議するのは、第三者から見れば不思議だ。特に、経済学、ゲーム理論、法経済学の使用について抗議しているが、ラムザイヤー氏の先行研究も対象が違ってもいけないというのだろうか。

それを合理的に考えると、今回の論文が、戦時下における「慰安所」(comfort station)を分析対象にしているから、撤回との抗議になったのだろう。歴史事実についての懸念は論文上で決着をつければいい。幸いなことに、本シンポジウムでは、反論についての再反論論文もあるので、あくまで学問として議論すればいい。

筆者は、分析手法として、法と経済学において一般的に用いられている契約理論などを使うのは、社会科学として当然であると思う。

なお、ゲーム理論を使っているが、数式もないとの批判も一部にあるが、法と経済学の創始者ともいわれるロナルド・コース氏は1991年ノーベル経済学賞を受賞しているが、その論文に数式はまったくない。

ラムザイヤー論文では、「慰安婦」(公認売春宿(慰安所)の娼婦をいう)をそれ以前から日本、そして当時統治下にあった朝鮮の公娼制度の海外・軍隊での制度として位置付けている。ちなみに、戦前の日本では売春は認可産業であり、そこでは前金が支払われ一定期間後に自由になる年季奉公契約がある。

この論文の反論では、「慰安婦」は公娼制度と関係するが、強制性の有無で異なるという(注3)。

これについて、かつて1993年の日本政府の官房長官談話を根拠とする考えであろうが、日本政府は閣議決定において一貫して「いわゆる従軍慰安婦問題に関する政府の調査においては、発見された公文書等には、軍や官憲による慰安婦の強制連行を直接的に示すような記述は見られなかった。」との決定を行ってきた。根拠とするなら、官房長官談話より閣議決定だろう。

ラムザイヤー論文への反論では、日本政府や日本軍の関与も指摘されているが、これは契約が一切なかったとする主張より、一定の契約があったことを示唆するのではないか。日本政府などの関与についての文書から一定の契約があったとしたほうが事態をより説得的に説明できる。しかも、政府などの関与なしで現場の判断に行われていたら、これまでの歴史では暴力行為などもあったことを考えると、政府などの関与があることと契約の成立は矛盾しない。

むしろ一定の契約とみて、その完備性をより問題にしたほうがいいのではないか。ラムザイヤー論文でも、契約が完備であるとはしていない。完備性の不備で説明できることも多いのではないか。

いわゆる「慰安婦」問題を発展的・多面的に考察するならば、「性奴隷」という強い前提ではなく、「性契約」との包括的な分析フレームワークのほうが優れている。あえていえば、「性契約」フレームワークの下でも、「性奴隷」説を記述することもできる。今回のラムザイヤー論文は、議論できる包括的な分析フレームワークを提供したともいえる。

## 結論

ラムザイヤー論文は、同氏の先行研究の応用であり、法と経済学の標準ツールによるものだ。

先行研究では特に反論もないのに、同じツールで研究対象を変えたら、論文撤回の抗議になるとは不思議だ。

ラムザイヤー論文が提供した「性契約」フレームワークは包括分析できるものなので、それに則り、学問の自由を確保するために、研究者同士が学問的な議論をしてはどうか。

(注1) 筆者も、産業政策を担当していた役人時代に「『日本的産業政策』はもはや過去の遺物だ」(Economics Today summer 1988,小学館)という小論を公表し、当時の諸官庁から大目玉を食らった記憶があるが、その当時からラムザイヤー氏の業績には興味を持っていた。

(注2) インターナショナル・レビュー・オブ・ロー・アンド・エコノミクス 掲載「太平洋戦争」における性契約」について憂慮する経済学者による連名書状  
<http://chwe.net/irle/letter/japanese.shtml>

(注3) 新新たな装いで現れた日本軍「慰安婦」否定論を批判する 日本の研究者・アクティビストの緊急声明  
[http://fightforjustice.info/wpcontent/uploads/2021/03/FFJ\\_JAPANESE\\_20210327.pdf](http://fightforjustice.info/wpcontent/uploads/2021/03/FFJ_JAPANESE_20210327.pdf)